

[様式第3号]

資料提供年月日	平成27年10月27日	
問い合わせ先	課名	医療政策推進課
	電話	直通 803-1638 内線 3950
担当者	職名・氏名 職名・氏名	課長 福井 主任 守安

広 報 連 絡

<市長定例記者会見資料>

1 件 名

「介護サービス質の評価先行自治体検討協議会（案）」について

2 内 容

状態像が維持・改善した場合に介護サービス事業者へインセンティブ付与を実施している6自治体（品川区、川崎市、名古屋市、福井県、滋賀県、岡山市）と協議会を発足し、第1回協議会を開催する。

○日時：平成27年11月13日（金）14時～16時

○場所：岡山市役所 第3会議室

3 備 考 詳細は別添のとおり

介護きびだんごプロジェクト

介護サービス質の評価先行自治体検討協議会(案)

○目的

状態像が維持・改善した場合に介護サービス事業者へインセンティブ付与を実施している自治体の取組を共有するとともに、平成30年度の報酬改定に向け、持続可能な介護保険制度への政策提言(インセンティブ加算の創設)を行う。

○協議会の構成員(6自治体)

川崎市、品川区、名古屋市、福井県、滋賀県、岡山市 の課長クラス

○協議内容及び時期

- ・ 第1回協議会(各々の取組の報告)
日時:平成27年11月13日(金)14:00~16:00
場所:岡山市(岡山市役所内第3会議室)
- ・ 第2回協議会(政策提言の骨子案協議)
日時:平成28年7~8月ごろ
場所:東京(品川)付近の会議室
- ・ 第3回協議会(政策提言の確定)
日時:平成28年10月21日(金)
場所:岡山市(岡山市で開催される全国介護サミット関連)
- ・ 厚生労働省へ政策提言 (H28年度内)

	品川区	滋賀県	福井県	川崎市	岡山市	名古屋市	
構成員	福祉部 高齢者福祉課 課長 永尾 文子	健康医療福祉部 医療福祉推進課 課長 河瀬 隆雄	健康福祉部 長寿福祉課 課長 熊谷 庄司	健康福祉局 高齢者事業推進課 担当課長 武田 克巳	保健福祉局 医療政策推進課 課長 福井 貴弘	健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 課長 小杉 政巳	
事業名称	品川区要介護度改善ケア推奨事業	民間主導要介護度改善交付事業 滋賀県要介護度改善推進モデル事業	介護事業所における要介護度改善促進事業	「かわさき健康福寿プロジェクト」モデル事業	デイサービス改善インセンティブ事業	介護予防・日常生活支援総合事業	
理念・目的	入所・入居施設における良質な介護サービスの提供により、入所・入居者の要介護度が軽減された場合に、その軽減に至るサービスの質を評価し、奨励金を支給することにより、当該施設職員の意欲向上を図るとともにさらに質の高いサービスの提供が継続的に行われることを推進する。	高齢者の要介護度を改善し住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、県内に所在する介護サービス事業所が高齢者の要介護度の改善に取組み、一定の成果を上げた場合に交付金を支給する。	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、介護サービスにおける要介護度の維持・改善に向けた取組を図るため、モデルとなる取組を募集し支援することで要介護度の改善・維持に効果的な取組を、広く普及する。	利用者の要介護度の維持・改善や自立支援に成果を上げた事業所のサービスの質や職員の取組等を評価することにより、県内事業所における要介護度改善等の取組を促進する。	介護サービス事業所による要介護度、ADL、IADL又はQOLの維持・改善の取組結果に応じた報奨、表彰、公表等の仕組みを構築し、もって、事業所の評価を高め、介護サービスの質が評価される可憐な仕組みの導入を目指す。	介護サービスの質の評価を実施し、積極的に利用者の状態像の維持改善に努める事業所にインセンティブを付与することで、質の高い事業所を増やし、市内事業所のポトムアップを図る。	平成27年4月の介護保険法改正により介護予防訪問介護・介護予防通所介護(従来のサービス)が市町村ごとの事業である介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の第1号訪問事業・第1号通所事業に移行する。平成28年6月から新しい総合事業を開始することを予定しており、同時に基準緩和サービスを開始する予定。
対象サービス	品川区施設サービス向上研究会(H26:13施設)に参加する社会福祉法人等が運営する高齢者施設が対象(特養、老健、特定施設)	デイ、デイケア、認知症デイ	居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援のうち、平均利用実人数が10人以上の事業所	特養、老健、認知症GH、デイ、デイケア、認知デイ、小規模多機能、看護小規模多機能	○協力事業所 135事業所 居宅介護支援、デイ等、特養、訪問介護、福祉用具、ショートステイ	デイのみ	基準緩和型サービス(ミニデイ型サービス)
スキーム	・奨励金の交付期間は最大12か月 ・要介護度が1改善 →1月につき2万円 要介護度が2改善 →1月につき4万円 要介護度が3改善 →1月につき6万円 要介護度が4改善 →1月につき8万円	・届出のあった事業所のうち、要介護度の改善率が高い20事業所に交付する。交付額は定員1名当たり1万円/月 ・改善率の計算は事業所評価加算と同様。	・要介護度の維持・改善に向けて取り組まれる実証的な事業(要介護度改善推進事業提案)を募集。 ・事業内容、事業の確実性、継続性、発展性等を総合評価し、選定。 ・補助額は上限40万円(2/3)だが、要介護度の改善度が前年を上回った場合は上限60万円(3/3) ・補助経費は講師謝金、旅費、データ分析委託料、会場使用料等	・交付金の交付 要介護度の維持・改善者数に加え、成果につながったプロセス(手法・取組内容)や職員の資質の向上、働きやすい職場づくり・処遇改善への取組なども加味し総合的に評価 ・職員・チームの表彰 先駆的で優秀な取組を行った職員・チームを選定し、表彰するとともに、発表会や事例集等を通じて、その取組を他の事業所にフィードバックする。	協力事業所のサービスを使っている利用者を対象に、要介護度、ADL等の調査を行い、下記のインセンティブを付与する。 ・市主催イベントにおける表彰 ・認証シール等の付与 ・市のサイトへの掲載 ・奨励金に付与(詳細は検討中)	・事業所とともに選定した質の評価指標の達成した事業所を対象に、日常生活機能評価を活用しアウトカム評価を実施、上位者にはインセンティブ(奨励金+情報公開)を付与する。	基準緩和型サービス(ミニデイ型サービス)に下記加算を創設・改善加算 6ヶ月以内に利用者の機能が改善し、ミニデイ型通所サービスの利用を終了した場合は終了月に利用月×50単位程度を加算。週1回1350単位、週2回2700単位
指標	要介護度	要介護度	計画書を総合評価(内容、確実性、継続性・発展性、経済性)＋要介護度	要介護度＋成果につながったプロセス＋職員の処遇改善等の取組	要介護度、ADL、IADL又はQOL	質の評価指標(5つ)＋日常生活機能評価	サービス利用者の様態等
開始時期	平成25年度～	平成24～26年度の3年間	H27年度～	H27年度～	H26年度～	H26年度～	平成28年度6月～
予算	H25 6,800千円(対象者41名) H26 12,460千円(対象者86名)	H24 46,480千円 78事業所 H25 36,360千円 125事業所 H26 32,300千円 102事業所	H27 60万円×30事業所＝18,000千円	H27 交付金額 12万円/人×要介護度の改善者数 ※交付事業所は上限23事業所(手上げし、選定する))	H26 743千円 H27 9,000千円	H27 10,000千円 うち、奨励金1,000千円を想定(配分方法は未定)	
備考	財源は一般財源	財源は滋賀県介護予防基盤強化基金を活用	財源は滋賀県介護予防基盤強化基金を活用	財源は医療介護確保基金を活用	H26の財源は一般財源、H27は地方創生交付金(先行型・10/10)を活用	財源は老人保健健康増進等補助金(10/10)を活用 奨励金は一般財源	対象サービス、スキーム、指標については、全て現在検討中の案。